

阿久比町障害者計画

計画の基本方針

(1) 自立と社会参加の支援

活動の場・就労の場を確保することは重要であり、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要です。関係機関との連携を図りながら、一般雇用、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

(2) 地域生活支援の基盤づくり

サービスの多様化に対応するためにも、障害のある人の生活の利便性を図り、さらにその家族を含めた相談支援の確保とケアマネジメント体制の確立が必要です。サービスの質の向上や提供体制の整備に努め、長期間入所や入院している方の地域への移行をふまえ、障害福祉サービスなどの充実に向けた支援を推進します。また、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付など、地域生活支援事業を推進し、積極的に情報提供を図ります。

(3) 保育・教育と保健・医療の充実

障害のある子どもが、安心して地域の中で生活できるよう支援していく必要があり、障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の整備も必要です。障害のある子どもやその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努め、関係機関が連携しニーズに対応した支援を推進します。

また、障害の発生を予防するための保健事業や、障害の早期発見・早期治療のための各種健康診断などを実施し、妊娠期から高齢期に至るライフステージで、個々のニーズに対応できるよう一貫した支援体制の整備を図ります。

(4) 安全・安心なまちづくり

障害のある人はもとより、誰もが安心して快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進めます。障害の特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境の整備・改善に努め、障害のある人が安心して生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図ります。

ユニバーサルデザインとは、はじめからバリアを作らず、障害の有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもと、「まちづくり」や「ものづくり」を考案、設計しようとする考え方です。

4 施策の体系図

「共に生き、共に支え合う、安心して住みよい あぐい」の実現に向けて、国の「重点施策実施5か年計画」をふまえて取り組みを進めます。

